

第553回 海務協議会

(1) 日 時：平成30年11月15日（木）13：30～

(2) 場 所：第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

(3) 議 題：

1. 「10月期取締強化期間」に対する協力へのお礼について
監視部：豊嶋次長
2. 「船舶の輸入手続き」について
監視部：後藤田上席監視官
3. 各種手続関係周知について
監視部：木村統括監視官
4. たばこの免税数量の変更について
監視部：後藤田上席監視官
5. 国際観光旅客税に係る説明会について
監視部：後藤田上席監視官

(4) その他・質疑応答

開催予定日 平成31年1月10日（木） 開催予定

開催場所 横浜税関 本関 7階 会議室

当協会に関するご質問、議題等提起がございましたら、
お気軽に事務局宛にご連絡下さい。

公益財団法人 日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757

FAX 045-680-1758

E-mail bra_yokohama@kanzei.or.jp

<http://www.yokohama-customs.go.jp> （横浜税関）

<http://www.kanzei.or.jp> （日本関税協会）

<http://www.kanzei.or.jp/yokohama/> （日本関税協会横浜支部）

船舶の輸入手続について

船舶の輸入手続について、一部の事業者においては、その手続に不慣れな者が散見されることから、下記のとおり、関税法令上、必要となる手続を整理しましたので、ご承知おき願います。

記

- (1) 船舶については、通常は旅客又は貨物の輸送手段であり、これが外国貿易船又は特殊船舶として本邦に入港等する場合には、船長等は、関税法第3章（船舶及び航空機）に規定する手続を履行する必要がある。
- (2) また、船舶については、貨物等の輸送手段であるほか、関税法上の貨物の性質も有しており、その輸入の具体的な時期については、
 - ・ 本邦外において本邦の国籍又は仮国籍を取得した船舶にあつては、初めて本邦に回航されて使用に供される時又は輸入の許可の時のいずれか早い時
 - ・ 本邦内にある外国籍の船舶にあつては、本邦の国籍又は仮国籍を取得して使用に供される時又は輸入の許可の時のいずれか早い時と解されている（関税法基本通達 2-1(2)）。したがって、船舶を輸入しようとする者は、これらの時までに関税長に対して輸入（納税）申告をし、その許可を受ける必要がある（関税法第 67 条）。
- (3) なお、専ら本邦と外国との間の旅客又は貨物の輸送の用に供される船舶及び専ら外国と外国との間の旅客又は貨物の輸送の用に供される船舶で、海上運送法第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業又は同条第 7 項に規定する船舶貸渡業を営む者により輸入されるものについては、その輸入申告の際に必要な手続を履行することにより、当該船舶に係る消費税は免除されることとなる（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第 13 条第 2 項並びに同法施行令第 13 条第 6 項及び第 7 項）。

(以上)

「不用船用品」の取扱いについて

最近あった事例として「不用船用品」の税関監視窓口での取扱いについてお知らせします。

- ・ A業者が、外国貿易船から大型の貨物を陸揚げしました。その際、ハッチ内で貨物を固定していた角材やワイヤー等を不用船用品として申告しました。
- ・ この角材等は内貨船用品として積み込まれたものであり、積込んだ際の内貨船用品積込承認書（写）も添付されていました。
- ・ 同業者から、これまで陸揚げした貨物のラッシングに使用し、貨物から外して使わなくなった古ワイヤーなどが上屋の中にあるが、これらも不用船用品の手続きで良いか、との相談があった。

結果）船内で取り外された角材やワイヤー等を船卸しする場合は、「不用船用品輸入・取卸申告」手続きとなるが、保税倉庫搬入後に取り外された角材等は、保税手続きが必要となります。同業者の相談に関しては、「外国貨物古包装材料引取免税申出」を保税窓口へ提出していただくこととなります。

○税関様式等

「外国貨物古包装材料引取免税申出」※税関様式ではなく願書

○関税法基本通達

67-4-16（保税地域から引き取られる古包装材料の取扱い）

- (1) 輸入された又は輸入されることが確実と認められる貨物に係る古包装材料を輸入する場合においては、その貨物の課税価格に包装材料の価格が含まれていない場合等特に分離課税すべきものを除き、品名、数量等を記載した適宜の書面を提出させることにより、関税を課することなく、その引取りを認める。

注意点・・・

- 外国貨物を固定している角材やワイヤー等は、その取外しが船舶上で行ったのか、保税倉庫等に搬入された後なのか、場所やタイミングによって、監視窓口で取り扱う場合と保税窓口で取り扱う場合があることに留意して下さい。

（以上）

社内整理番号

【G09, G10】

外国貨物古包装材料引取免税申出

税 関 長 殿 平成 年 月 日

申 請 者

住 所

氏 名

電 話 番 号

1. 保税地域の種別※	保税蔵置場 ・ 保税工場 ・ 保税展示場 ・ 総合保税地域 (該当箇所を○で囲んで下さい。)			
2. 保税地域の名称※	保税地域コード	保税地域の名称		
3. 保税地域の所在地				
4. 個別・包括の別※	個別 ・ 包括 (該当箇所を○で囲んで下さい。)			
5. 包装資材	品名※			
	個数等	個数	数量 数量単位	
6. 引取者名※				
7. 主体貨物	搬入年月日	平成	年 月 日	
	OLT等承認年月日	平成	年 月 日	
	貨物取扱許可	年月日	平成	年 月 日
		番 号		
引取予定時期※				
8. 引取理由※				

(注) ※の付されている欄は必ず記載して下さい。

(規格A4)



入国旅客の皆さまへ

2018年6月
財務省税関



たばこの免税数量が変更されます！

★居住者・非居住者、外国製・日本製の区別がなくなります！

変更後の免税数量

2018年10月1日から

種類	免税数量
紙巻たばこ	400本
葉巻たばこ	100本
その他のたばこ	500g

(注1) 免税数量は、それぞれの種類のたばこのみを購入した場合の数量であり、複数の種類のたばこを購入した場合の免税数量ではありません。

(注2) 「加熱式たばこ」の免税数量は、紙巻たばこ400本に相当する数量となります。

(注3) さらに、2021年10月1日からは、「紙巻たばこ」200本、「葉巻たばこ」50本、「その他のたばこ」250gに変更されます。

【参考】現在の免税数量（2018年9月30日まで）

種類	居住者の免税数量	非居住者の免税数量
紙巻たばこ	外国製200本 日本製200本	外国製400本 日本製400本
葉巻たばこ	外国製50本 日本製50本	外国製100本 日本製100本
その他のたばこ	外国製250g 日本製250g	外国製500g 日本製500g

◆入国旅客の免税数量の詳細については、税関ホームページをご覧ください。

<http://www.customs.go.jp/kaigairyoko/menzei.htm>

海外旅行者の免税範囲

検索



税関イメージキャラクター
『カスタム君』





乗組員の皆さまへ

**たばこの免税数量（加熱式たばこのみ）
が変更されます！**

変更後の免税数量

2018年10月1日から

種類	免税数量
紙巻たばこ	60本 【変更なし】
葉巻たばこ	15本 【変更なし】
加熱式たばこ	個装等3個
その他のたばこ	75g 【変更なし】

(注1) 免税数量は、それぞれの種類のたばこのみを購入した場合の数量であり、複数の種類のたばこを購入した場合の免税数量ではありません。

(注2) 個装等とは、小売用として個装された箱又はパッケージを指します。

【参考】変更前の免税数量（2018年9月30日まで）

種類	免税数量
紙巻たばこ	60本
葉巻たばこ	15本
その他のたばこ	75g



税関イメージキャラクター
『カスタム君』

国際観光旅客税について

1. 国際観光旅客税の概要

政府では、訪日外国人旅行者2020年4,000万人、2030年6,000万人の達成に向けた施策を推進してきているところ、今般、平成30年度税制改正の大綱（平成29年12月22日閣議決定）において、観光立国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るため、我が国からの出国に対し負担を求める「国際観光旅客税」の創設が盛り込まれ、国会へ提出された国際観光旅客税法が平成30年4月11日に可決成立し、同月18日に公布されました。

「国際観光旅客税」は、原則として、船舶又は航空会社などの国際旅客運送事業者が、チケット代金に上乗せする等の方法で、納税義務者である日本から出国する国際観光旅客等から「国際観光旅客税」を徴収し、これを国に納付する制度（特別徴収制度といいます。）です。

施行日は平成31年1月7日となっており、同日以降に日本から出国する方が「国際観光旅客税」の対象となります。

概要は以下のとおりです。

納税義務者	航空機又は船舶により出国する一定の者（国際観光旅客等）
非課税等	<ul style="list-style-type: none"> 航空機又は船舶の乗員 強制退去者等 公用機又は公用船（政府専用機等）により出国する者 乗継旅客（入国後24時間以内に出国する者） 外国間を航行中に、天候その他の理由により本邦に緊急着陸した者 本邦から出国したが、天候その他の理由により本邦に帰ってきた者 2歳未満の者 （注）本邦に派遣された外交官等の一定の出国については、本税を課さない。
税率	出国1回につき1,000円
徴収・納付	① 国際旅客運送事業者を営む者による特別徴収 （国際旅客運送事業者を営む者の運送による出国の場合） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 国際旅客運送事業者を営む者は、国際観光旅客等から徴収し、翌々月末までに国に納付 （注）国内事業者については税務署、国外事業者については税関に納付 ② 国際観光旅客等による納付 （プライベートジェット等による出国の場合） <ul style="list-style-type: none"> ▶ ①以外の場合、国際観光旅客等は、航空機等に搭乗等する時までに国（税関）に納付
適用時期	平成31年1月7日（月）以後の出国に適用 （同日前に締結された運送契約による国際旅客運送事業に係る一定の出国を除く）

2. 国際観光旅客税の納付先

対象	納付先	納期限
国内に事業所等がある事業者（国内事業者）	税務署	当該国際観光旅客等が出国する月の翌々月末日
国内事業者以外の事業者（国外事業者）	税関	当該国際観光旅客等が出国する月の翌々月末日
上記事業者以外の国際船舶等に乗船又は搭乗する国際観光旅客等（プライベートジェットや個人所有のヨット等で出国する者）	税関	国際船舶等に乗船又は搭乗する時

3. 税関での納付方法

税関における国際観光旅客税の納付手続については、現金納付又は電子納付（マルチペイメント方式）によることとなりますが、具体的な手続等につきましては、おってお知らせいたします。

4. お問い合わせ先

【国際観光旅客税一般に関するお問い合わせ】

電話相談センターへお尋ねください。

最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「1」を押すと、電話相談センターにつながります。

【税関における具体的な納付手続に関するお問い合わせ】

最寄りの税関にご連絡ください。

税関手続に関するご意見・ご要望については税関HPからも受け付けております。

平成 30 年 10 月 29 日

各船舶代理店事業社
国際観光旅客税ご担当者様

国土交通省海事局 外航課
財務省関税局 監視課

国際観光旅客税に関する説明会の開催について

日頃から海事行政にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

先般、観光先進国実現に向けた観光基盤の充実・強化を図るための恒久的な財源を確保するため、「国際観光旅客税」が創設されることとされております。本税は、日本から出国する旅客から出国 1 回につき 1,000 円を徴収し、これを国に納付することとされています。本税に係る徴収実施のための準備を円滑に進めて頂くため、標記の説明会を開催することとしましたので、ご多忙のこととは存じますが、ご出席いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、**下記 2. 開催場所に合わせた申込〆切日までに別添出席登録票**により、参加を希望する会場に対し出席者を登録してください（会場の収容可能人員に限りがあることから、1 社につき 2 名を目処としていただきますようお願いいたします。）。

また、国際観光旅客税に関する事務手続について、質問を事前に受け付けることとし、可能な限り説明会当日にお答えしたいと考えておりますので、現時点でご質問がございましたら、別添質問票に記載の上、出席登録票とともに提出願います。

※国際観光旅客税一般に関するお問い合わせ

電話相談センターへお尋ねください。

最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「1」を押すと、電話相談センターにつながります。 (<https://www.nta.go.jp/>)

※税関における具体的な納付手続に関するお問い合わせ

最寄りの税関にご連絡ください。

(http://www.customs.go.jp/kaigairyoko/ryokyakuzei_contact.htm)

記

1 説明会の内容（各回共通）

- (1) 国際観光旅客税に関する事務手続等について
- (2) 質疑応答

2 開催日時・会場

(1) 札幌開催

- ア 日時 平成30年11月12日（月） 10:30～12:00
- イ 会場 札幌市中央区大通西10丁目
札幌第2合同庁舎8階共用会議室（定員30名）
- ウ 連絡先 電話：0138-40-4704（担当：成田）
FAX：0138-40-4269
E-mail：hkd-kanshi-kanri@customs.go.jp
- エ 〆切 平成30年11月2日（金）

(2) 巖原開催

- ア 日時 平成30年11月14日（水） 15:00～16:30
- イ 会場 長崎県対馬市巖原町東里341-42
巖原地方合同庁舎3階共用会議室（定員40名）
- ウ 連絡先 電話：0920-52-1112（担当：浦中）
E-mail：moji-izuhara@customs.go.jp
- エ 〆切 平成30年11月2日（金）

(3) 門司開催

- ア 日時 平成30年11月15日（木） 15:00～16:30
- イ 会場 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10
門司港湾合同庁舎 本関3階AB会議室（定員40名）
- ウ 連絡先 電話：050-3530-8345（担当：浅岡、藤原）
E-mail：moji-kanshikanri@customs.go.jp
- エ 〆切 平成30年11月2日（金）

(4) 長崎開催

- ア 日時 平成30年11月16日(金) 13:00~14:30
イ 会場 長崎県長崎市出島町1-36
長崎税関本関共用会議室(定員50名)
ウ 連絡先 電話:095-828-8641(担当:山元、朝永)
E-mail:nagasaki-kan_kanri@customs.go.jp
エ 〆切 平成30年11月5日(月)

(5) 横浜開催

- ア 日時 平成30年11月19日(月) 15:00~16:30
イ 会場 神奈川県横浜市中区海岸通1-1
横浜税関本関7階大会議室(定員100名)
ウ 連絡先 電話:045-212-6060(担当:安藤)
FAX:045-201-6064
E-mail:yok-kanshikanri@customs.go.jp
エ 〆切 平成30年11月9日(金)
※公共交通機関でのご来場をお願いいたします

(6) 大阪開催

- ア 日時 平成30年11月20日(火) 10:30~12:00
イ 会場 大阪府大阪市港区築港4-10-3
大阪港湾合同庁舎内8階共用会議室(定員40名)
ウ 連絡先 電話:06-6576-3109(担当:取締総括部門 池野)
E-mail:osaka-kanshi-torishimari@customs.go.jp
エ 〆切 平成30年11月9日(金)

(7) 神戸開催

- ア 日時 平成30年11月21日(水) 10:30~12:00
イ 会場 兵庫県神戸市中央区新港町12-1
神戸税関本関7階大会議室(定員60名)
ウ 連絡先 電話:078-333-3044(担当:柴田、小林)
E-mail:kobe-kakanri@customs.go.jp
エ 〆切 平成30年11月9日(金)
※公共交通機関でのご来場をお願いいたします。

(8) 東京開催

- ア 日時 平成 30 年 11 月 22 日 (木) 15:00~16:30
イ 会場 東京都江東区青海 2-7-11
東京港湾合同庁舎 7 階税関会議室 (定員 40 名)
ウ 連絡先 電話 : 03-3599-6278 (担当 : 高橋)
FAX : 03-3599-6445
E-mail : tyo-kanshi-kanri@customs.go.jp
エ 〆切 平成 30 年 11 月 12 日 (月)

(9) 名古屋開催

- ア 日時 平成 30 年 11 月 26 日 (月) 10:30~12:00
イ 会場 愛知県名古屋市港区入船 2-3-12
名古屋港湾合同庁舎 2 階大会議室 (定員 100 名)
ウ 連絡先 電話 : 052-654-4020 (担当 : 鎌田)
E-mail : nagoya-kanshi-kanri@customs.ne.jp
エ 〆切 平成 30 年 11 月 16 日 (金)

(10) 沖縄開催

- ア 日時 平成 30 年 11 月 28 日 (水) 13:00~14:30
イ 会場 沖縄県那覇市字鏡水 280 (那覇空港国際線ターミナルビル内)
那覇空港税関支署会議室 (定員 48 名)
ウ 連絡先 電話 : 098-862-8232 (担当 : 玉城)
E-mail : oki-9a-k-kanri@customs.go.jp
エ 〆切 平成 30 年 11 月 16 日 (金)

「国際観光旅客税に関する説明会」出席登録票

フリガナ		
出席者氏名		
社名		
所属		
連絡先	TEL.	
	FAX.	
	E-MAIL.	
所属先所在地		〒

※ 出席登録票は、出席を希望する開催地の登録締め切り日までに各税関窓口担当者へ提出してください。

事前質問票 (国際観光旅客税に関する説明会)

財務省関税局監視課 警務係 (担当: 牧田、藤澤) 行

※締切: 各開催地の出席登録締切日

■E-mail: kenji.makita@mof.go.jp

kazuya.fujisawa@mof.go.jp

所属社名	
氏名	
連絡先	電話番号: E-mail:
説明会参加予定会場	
質問内容	

平成30年11月吉日
(公財) 日本関税協会横浜支部

横浜税関からのお知らせ

通関協議会及び海務協議会については、横浜第一港湾合同庁舎において開催しておりましたが、庁舎の建替えに伴い、平成31年1月から開催場所が横浜税関・本関（7F）に変更になります。

変更にあたり、横浜税関から本関庁舎入庁時の留意事項の案内がありましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 入庁手続きについて

- ・ 庁舎入口にて警備員に入庁目的（通関協議会又は海務協議会）と会社名をお伝えください（記帳方式ではなく名簿チェック方式）。
- ・ 入庁証（バッジ）をお渡ししますので、胸ポケット付近にお付け下さい。
- ・ 入庁証（バッジ）は、退庁時には、必ず、警備員に返却してください。

2. 駐車場について

- ・ 本関庁舎の駐車場は、駐車スペースが狭く、駐車台数が限られております。
- ・ 当日は可能な限り公共交通機関を利用してお越しいただくようご協力お願いいたします。